

No.9 エコカー充電設備（急速充電器、普通充電器）

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品又は自作品でないもの ・ 補助金の交付の申請を受けた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所に設置するもの ・ 不特定多数の利用が可能であるもの ・ リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの
必要書類 (申請時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付申請書(事業者用)(様式第3号) 事業計画書 事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し (法人の登記事項証明書(履歴事項の全部事項証明書)又は開業届出等) 当該建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し 契約書等の写し(補助対象経費が確認できるもの) 施工前の現況写真 申請時に、既に建物がある場合 設計図 導入設備のカタログの写し 案内図(住宅地図等) 建物所有者同意書 申請者以外の所有者がいる場合 所沢市企業立地支援奨励金交付対象事業者認定通知書の写し 加算措置の適用を受ける場合</p>
必要書類 (実績報告時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金実績報告書(事業者用)(様式第11号) 領収書等の写し(社印等の押印があるもの) 申請年度のものに限る。 施工写真(建物全景、設置箇所の施工中、施工後の写真) 完成図面</p>
必要書類 (請求時)	<p>所沢市スマートエネルギー補助金交付請求書(様式第14号)</p>

備考

- ・ 「エコカー充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備のことをいい、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上の急速充電器(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る。)漏電遮断器及びコントロールパイロット機能(使用・非使用の切替え可能なもの)を有する定格出力10kW未満の普通充電器(充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えた設備に限る。)のことです。
- ・ 契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・ 領収書等の写しは、販売証明書(書式1)で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類(建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等)の添付が必要です。
- ・ 自動車販売業者及びリース事業者は原則補助対象者となりません。